



津地区

合併協議会だより 第7号

平成15年9月1日 ● 津地区合併協議会 ● ☎059(229)3450 ● FAX059(229)3451

新市の名称は「津 市」(関係記事は2ページに掲載)



マリーナ河芸(河芸町大字東千里)

ぶらり新市めぐり 河 芸



河芸町は鈴鹿山脉の山並みを背に、波穏やかな伊勢湾を望んでいます。

潮の香り、波の響き、花や木の美しい彩りや伊勢街道筋の町並みなど、のどかな風景が広がり、やさしい自然の声に耳を傾けながら、ぶらぶら散策したくなる町です。

海洋レジャーのスポット「マリーナ河芸」では、さわやかに吹く風の中でクルージングなどのマリンスポーツや釣りが楽しめます。

隣接する親水公園の対岸一帯に広がる干潟では、野鳥や海浜植物が観察できます。

目次

1 ぶらり新市めぐり 河 芸

2 基本4項目を確認

3 第7回津地区合併協議会での議事

4 第7回津地区合併協議会での議事
津地区合併協議会委員

意見交換会を開催します

5 新市まちづくり計画(原案)の閲覧
第3回新市建設計画策定懇話会を開催

6 お便りのご紹介

7 合併協定項目
市町村合併についてご意見・ご要望をお寄せください

8 最近の動き
協議会の開催予定
合併協議会を傍聴しましょう

基本4項目を確認

8月20日、津市センターパレスホールで第8回津地区合併協議会が開催され、継続協議中の基本4項目（合併の方式、合併の期日、新市の名称、新市の事務所の位置）が確認されました。



合併の方式 新設合併

合併の方式は、新設合併とすることが確認されました。

これは編入（吸収）合併ではなく、これまでの10の市町村（津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉村）はすべて廃止され、全く新しい市が誕生することになります。



新市の名称 「津市」

新市の名称は、「津市」とすることが確認されました。

「津」の名称は歴史的な沿革があり、全国的な知名度が高いこと、また、圏域内では人口集積が最も高く、すでに地域における拠点性を有しており、新市を表す名称として最もふさわしいことなどにより判断されました。



合併の期日 平成17年1月を目標

合併の期日は、平成17年1月を目標とすることが確認されました。

これは新市長を選ぶ設置選挙など、合併と同時に発生する事務を処理する期間を置くことで、4月からの新年度を新市として円滑にスタートできるように配慮した措置です。



新市の事務所の位置 現在の津市役所 (津市西丸之内23番1号)

新市の事務所の位置は、現在の津市役所とすることが確認されました。

新市移行には一時的に多額の経費が必要となりますが、合併の効果をより高めるため、既存の施設を有効に活用して、新市建設に要する費用の節減を図るための措置です。

第7回津地区合併協議会での議事

7月24日、津市役所の大会議室で第7回津地区合併協議会が開催されました。

協議事項では、前回の協議会で提案された公営住宅などの家賃算定業務と市立学校の通学区域の

取扱い、また、学校給食や乳幼児保育、成人式の取扱いなどの学校教育関係と生涯学習関係の一部について協議しました。

協議された事項と結果は次のとおりです。

◆協議事項◆

議 題	結 果
①各種事務事業の取扱いについて（建設関係その1）	①原案確認
②各種事務事業の取扱いについて〈市立学校の通学区域〉	②原案確認
③各種事務事業の取扱いについて（学校教育関係その1）	③原案確認
④各種事務事業の取扱いについて（生涯学習関係その1）	④原案確認



各種事務事業の取扱い (建設関係その1)

【公営住宅などの家賃】

公営住宅などの家賃は、合併後1

年程度で津市、久居市などの例により調整することが確認されました。

現在、津市、久居市、河芸町、美杉村の家賃体系は、公営住宅法などの家賃算定方式に基づき、入居者の

〈2〉

収入と住宅から受ける便益により家賃を決定する、応能応益制度による新家賃体系になっています。

これに対し、芸濃町、美里村、一志町は定額家賃体系になっています。



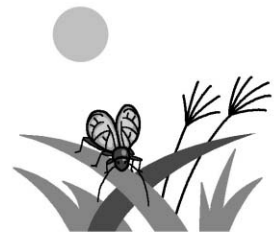
協議会の様子

合併後はそれぞれの公営住宅などの家賃の均衡を図るために、家賃体系を統一する必要があることから、新市では平成17年度までは現行どおりとし、平成18年度からは新家賃体系に統一します。

ただし、定額家賃体系から新家賃

体系への移行に伴い、急激に負担が増える場合は、緩和措置として負担調整を設けることで調整します。

なお、美杉村の若者住宅は、公営住宅法に該当しないことから、合併時には現行のまま新市に引き継ぐ方向で調整します。



公営住宅の状況

(平成14年4月1日現在)

	津 市	久 居 市	河 芸 町	芸 濃 町	美 里 村	一 志 町	美 杉 村
団 地 数	32	9	1	3	2	5	2
管理戸数	1,942	274	8	124	22	30	7
建築年度	昭和25年度～ 平成12年度	昭和36年度～ 平成8年度	昭和37年度	昭和49年度～ 昭和59年度	昭和52年度～ 平成3年度	昭和28年度～ 平成6年度	昭和31年度～ 昭和32年度
家賃体系	新家賃体系	新家賃体系	新家賃体系	定額家賃体系	定額家賃体系	定額家賃体系	新家賃体系

※美杉村の若者住宅は除く



各種事務事業の取扱い (市立学校の通学区域)

市立学校の通学区域は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在の各市町村の通学区域は変更せず、合併する各市町村の境界に隣接する通学区域は、教室の状況と通学距離を考慮して学校を選択できるように調整します。

また、現在、津市と久居市が設置している通学区域審議会を新市でも設置し、通学区域の設定や改廃を諮問していきます。



各種事務事業の取扱い (学校教育関係その1)

【市立学校の設置、廃止】

現在の各市町村の小学校と中学校は、現行のまま新市に引き継ぐことが確認されました。

【奨学金貸付事務】

奨学金の貸付事務は、廃止の方向で調整することが確認されました。

現在、津市、河芸町、美杉村で奨学金の貸付や給付事務を行っています。今後は日本育英会の補助制度などで対応が可能なことから、合併を期に廃止することで調整します。

【給食施設の整備と学校給食の実施方法】

給食施設の整備と学校給食の実施方法は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。

現在、各市町村では、右の表のとおりで保育園、幼稚園、小学校および中学校で自校方式やセンター方式などにより給食を実施していますが、自校方式で実施しているところは、各施設の建築年数の経過や衛生管理面の状況を踏まえ、センター方式による施設整備の導入を図ります。

ただし、衛生上問題のない施設は、現行どおり自校方式で実施します。

学校(園)の給食の状況

市町村名	実施方法 ※園数、校数は実施校	給食費(月額)
津 市	自校方式 幼稚園2園 小学校22校 中学校1校	幼稚園 2,900円 小学校低学年 3,450円 中学年 3,650円 高学年 3,850円 中学校 3,950円
久 居 市	自校方式 小学校7校 ・中学校3校は ミルク給食のみ	小学校 3,800円 中学校 1,950円
河 芸 町	自校方式 幼稚園4園 小学校4校 中学校1校	幼稚園 3,800円 小学校 4,200円 中学校 4,800円
芸 濃 町	自校方式 幼稚園4園 小学校4校 中学校1校	幼稚園 3,800円 小学校 4,200円 中学校 4,700円
美 里 村	自校方式 幼稚園1園 小学校3校 中学校1校	幼稚園 4,100円 小学校 4,200円 中学校 4,700円
安 濃 町	自校方式 幼稚園4園 小学校4校 中学校1校	幼稚園3歳児 3,700円 4・5歳児 3,900円 小学校 4,500円 中学校 5,000円
香良洲町	共同調理場で実施 小学校1校 中学校1校 ・浜っ子児童園は 独自給食を実施	幼稚園 3,500円 小学校低学年 3,850円 高学年 3,950円 中学校 4,510円
一 志 町	センター方式 保育園1園 幼稚園4園 小学校4校 中学校1校	保育園 2,600円 幼稚園 3,500円 小学校低学年 3,500円 高学年 3,650円 中学校 4,000円
白 山 町	自校方式 幼稚園4園 小学校5校 中学校1校	幼稚園 3,600円 小学校 4,100円 中学校 4,450円
美 杉 村	自校方式 幼稚園1園 小学校3校	幼稚園 4,000円 小学校(2校) 3,600円 (1校) 3,700円

また、幼稚園と中学校の給食は、実施方法に差があるため、当分の間は各市町村の実情に応じて現行どおりの実施方法を継続します。

なお、給食の献立作成や食材の購入、調理方法、衛生管理の実施方法は、各市町村の現状を踏まえ、給食センターの整備と調整を図りながら段階的に一元化を図ります。

【給食費】

給食費は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。

現在、各市町村の給食費の算出方法や徴収額、給食の実施回数が異なることから、給食センターの整備を図りながら、給食の食材、実施回数などを調整し、徴収額を統一します。

【乳幼児教育】

乳幼児教育は、新市に移行後も当分の間現行のとおりとし、合併後3年程度で随時調整することが確認されました。

公立幼稚園の3歳児保育は、現在実施している幼稚園は当分の間現行のとおりとします。

学級開設最低基準は、新市では原則9人で調整します。

預かり保育は、現在実施している幼稚園は継続して実施することで調整します。

ただし、預かり保育料は、各市町村で取り扱いが異なるため、合併と同時に新たに基準を設定します。



各種事務事業の取扱い
(生涯学習関係その1)

【社会教育関係団体の育成支援】

社会教育関係団体の育成支援は、合併と同時に新たに制度を制定することが確認されました。

現在の団体などには、新市に合わせた組織の合併を奨励するとともに、新市全域を活動区域とする社会教育関係団体へは、引き続き支援を行っていきます。

【成人式】

成人式は、新市に移行後も、当分の間現行どおりとすることが確認されました。

現在、8市町村が実行委員会を組織して、成人式を行っています。平成17年度からは新市の新成人による実行委員会で実施方法などを検討し、随時調整します。

自校方式とセンター方式

学校給食には大きく分けて自校方式とセンター方式があります。

各学校に調理場があり、学校で調理するのが自校方式です。

また、センターで調理して各学校に配布するのがセンター方式です。

乳幼児教育の状況

市町村名	公立幼稚園の3歳児保育	預かり保育
津 市	———	———
久 居 市	7園中4園で実施	———
河 芸 町	4園中1園で実施	———
芸 濃 町	4園すべての幼稚園で実施	———
美 里 村	1園で実施	月～金曜日 午後3時～5時まで実施
安 濃 町	4園すべての幼稚園で実施	———
香良洲町	1園で実施	月～金曜日 午後2時～4時30分まで実施
一 志 町	4園すべての幼稚園で実施	———
白 山 町	———	月～金曜日 午後1時30分～4時まで実施
美 杉 村	1園で実施	月～金曜日 午後1時～4時まで実施

※表の「—」の印は実施していない。

なお、預かり保育については、保護者からの要望に応じて臨時的に短時間行っている市や町もあります。

津地区合併協議会委員

河芸町で町長並びに町議会議員選挙が行われたことに伴い、次のお二人が協議会委員になりました。

市町村名	職 名	氏 名
河 芸 町	町 長	長谷川 政 春
	市町村合併調査特別委員会委員長	水 谷 保

～意見交換会を開催します～

津地区合併協議会では、合併協議会で策定する新市まちづくり計画（原案）と協議会の協議状況をご説明し、それらに対する住民のみなさんのご意見をお聞きするため、下記日程で意見交換会を開催します。

新市まちづくり計画（原案）は、新市のまちづくりの基本となるものであり、本誌第6号でご紹介した基本方針に加え、基本政策、土地利用などの基本方向、新市の施

策などで構成されています。

みなさんのご意見、ご提言をお聞かせいただき、新市まちづくり計画や今後の合併に向けたさまざまな協議の中に反映させていきたいと思ひます。

申し込みや参加費は必要ありませんので、どなたでもぜひご参加ください。

また、いずれの会場へもご参加できますので、当日直接会場へお越しください。

◆ 日 程 ◆

と き		と こ ろ	
9月8日(月)	午後7時～ 8時30分	白 山 町	白山町立町民会館大会議室
9日(火)		芸 濃 町	芸濃町総合文化センター町民ホール
10日(水)		香良洲町	香良洲町サンデルタ香良洲すこやかルーム
12日(金)		美 杉 村	美杉村総合開発センター2階大集会室
24日(水)		河 芸 町	河芸町役場防災研修室
26日(金)		安 濃 町	安濃町サンヒルズ安濃2階大会議室
29日(月)		久 居 市	久居市役所南庁舎3階会議室
30日(火)		津 市	津市役所8階大会議室
10月1日(水)		一 志 町	一志町中央公民館多目的ホール
6日(月)		美 里 村	美里村社会福祉センターホール

新市まちづくり計画（原案）の閲覧

新市まちづくり計画（原案）は、次のとおり閲覧ができますので、ご覧いただき、ぜひご意見をお聞かせください。

閲覧場所 各市町村の合併担当部課および支所、または合併協議会事務局、合併協議会のホームページ

閲覧期限 10月10日(金)

応募方法 ①各市町村の合併担当部課および

支所、または合併協議会事務局へのご持参
②合併協議会事務局への郵便、ファクス、Eメールによる送付（各宛先は8ページに掲載）

③本誌の返信用封筒

※なお、各閲覧場所には備え付けの用紙をご用意しておりますが、書式は問いません。

応募期限 10月10日(金)〈消印有効〉

第3回新市建設計画策定懇話会を開催

8月1日、津リージョンプラザで第3回新市建設計画策定懇話会が開催されました。

会議では、新市まちづくり計画の基本政策や新市の施策など、計画の具体的内容を今後議論していくにあ

たって、各市町村の現況について、お互いにさらに理解を深めるため、委員のみなさんの間で意見交換が行われました。

教育、福祉、産業などのそれぞれの専門分野や地域にお住まいの立場から、各市町村における現状や課題、新市に期待することなど、たくさんのご意見やご要望が出されました。



活発な意見交換が行われる

お便りのご紹介



市町村合併について、協議会事務局にたくさんのご意見・ご要望をいただきありがとうございます。
お便りの中から、要約整理してご紹介します。



- ・各市町村の特性や良さを生かして合併してほしい。
 - ・新市の議会議員の取り扱いは、定数特例はやむを得ないとしても在任特例には反対である。
 - ・企業ではリストラの風が吹いています。議会議員の定数特例と在任特例措置はすべきでない。
 - ・現在、各市町村で独自に行われている教育施策があるが、合併して各学校に格差が生じることがないようにしてほしい。
 - ・少子・高齢化社会が進む中で、地域福祉の充実に力を入れてほしい。
 - ・町や字の名称は出来るだけ残してほしい。
 - ・合併して市域が大きくなると住民サービスへの対応が遅れることが考えられるので、すぐに対応してくれる課を新しく作ってほしい。
 - ・合併しても、役場は従来どおりの窓口業務を行う区役所として残し、住民サービスが後退しないようにしてほしい。
 - ・合併後は、有料でも構わないので新市全域を運行する公営の交通手段を考えてほしい。
 - ・現在の行政システム、住民意識、社会機構が急激に変化することを認識して、新市構想を構築する必要がある。
 - ・全ての住民が平等に生活の向上が図れるようにしてほしい。
 - ・生活する上で最も大切な水道水の料金は、少しでも安くしてほしい。
 - ・新市では、子どもたちが伸び伸びと遊ぶことのできる芝生のある大きな公園を作ってほしい。
 - ・住民が楽しみにしている地域性のある事業などは合併しても残してほしい。
 - ・各市町村職員の意識格差がないように十分職員研修をしてほしい。
 - ・障害者に対する対策（ハード・ソフト面）が遅れているように感じます。障害者にやさしいまちづくりをしてほしい。
- ＊ 紙面の都合上、お寄せいただきましたお便りの一部しか掲載できませんが、ホームページでもご紹介していますのでご覧ください。

〈平成15年7月1日から7月31日到着分まで(件)〉

市町村名	お便り 件数	男	女	不明	29歳 以下	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代	80歳 以上	不明
津市	24	15	7	2	1	1	2	6	7	2	2	3
久居市	42	29	13	—	1	3	2	5	15	15	—	1
河芸町	5	3	2	—	1	—	—	2	1	—	1	—
芸濃町	1	—	1	—	—	—	—	1	—	—	—	—
美里村	1	1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1
安濃町	2	—	2	—	—	—	—	1	—	1	—	—
香良洲町	7	3	4	—	—	—	1	2	4	—	—	—
一志町	8	6	2	—	—	—	3	—	—	3	—	2
白山町	1	—	—	1	—	—	—	—	—	—	—	1
美杉村	7	3	2	2	—	—	—	1	2	3	—	1
不明	3	1	—	2	—	—	—	—	—	—	—	3
合計	101	61	33	7	3	4	8	18	29	24	3	12
4月分からの 合計	375	240	117	18	5	27	37	69	107	84	7	39

合併協定項目

◆協議の進ちよく状況◆

- 合併の方式
- 合併の期日
- 新市の名称
- 新市の事務所の位置
- 財産の取扱い
- 議会の議員の定数及び任期の取扱い
- 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い
- ★地方税の取扱い
- 地域審議会の取扱い
- 一般職の職員の身分の取扱い
- 特別職の職員の身分の取扱い
- 条例、規則等の取扱い
- 事務組織及び機構の取扱い
- 一部事務組合等の取扱い
- ★使用料、手数料等の取扱い
- 公共的団体等の取扱い
- 附属機関の取扱い
- 補助金、交付金等の取扱い
- 町、字の区域及び名称の取扱い
- 慣行の取扱い
- 国民健康保険事業の取扱い
- 介護保険事業の取扱い
- 消防団の取扱い
- 自治会等の取扱い
- 各種事務事業の取扱い
- 男女共同参画関係
- 人権施策
- 国内・国際交流関係
- 電算システム関係
- 広報公聴関係
- ★納税関係
- ★消防防災関係
- 交通関係
- 窓口業務
- 保健衛生関係
- 診療所(直営)
- 障害者福祉事業
- 高齢者福祉事業
- 児童福祉事業
- 生活保護事業
- その他の福祉関係
- ◎ごみ対策関係
- ◎環境対策関係
- 農林水産関係
- 商工・観光関係
- ★建設関係
- 下水道事業
- 上水道事業
- 市立学校の通学区域
- ★学校教育関係
- 文化振興関係
- ★生涯学習関係
- 社会福祉協議会
- その他
- 新市建設計画

- 基本方針がすべて確認された項目
 - ★基本方針が一部確認された項目
 - ◎提案された項目
 - 今後協議される項目
- (平成15年8月20日現在)

印の見方

津地区合併協議会では、協議会規約の規定に基づいて、合併するために必要な右の項目(合併協定項目)について協議を進めています。協議の進ちよく状況は、合併協議会だよりの各号で住民のみなさんにお知らせしています。なお、合併協定項目は変更や追加される場合があります。

市町村合併について

ご意見・ご要望を

お寄せください

津地区合併協議会では、住民のみなさんから市町村合併に関する幅広いご意見やご要望をいただきながら、今後の協議に役立てたいと考えています。

すでに多くのご意見をお寄せいただいております。こうしたご意見は、事務局で取りまとめ、今後の誌面でできる限りご紹介していきます。

●性別 男 ・ 女 ●年齢 歳

●住所 津市 ・ 久居市 ・ 河芸町
芸濃町 ・ 美里村 ・ 安濃町
香良洲町 ・ 一志町 ・ 白山町
美杉村 ・ その他()

▼次のご意見を公表してもよろしいですか
はい ・ いいえ

1509

▼ご意見欄

(切り取り線)

のりしろ

のりしろ

ご協力ありがとうございました。

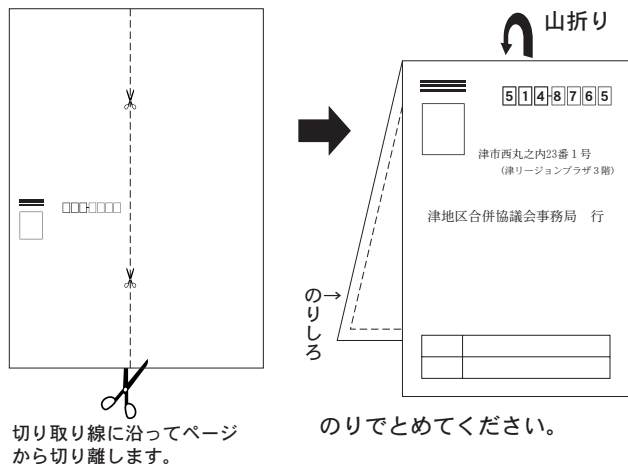
のりしろ

返信用封筒の作り方

市町村合併についてのご意見・ご要望を事務局までお送りください。

裏面のご意見欄と所定のアンケート項目にご記入の上、点線部分に沿って切り取ると返信用の封筒になります。

下図のように二つ折りにしてのり付けした上で、郵送してください。（切手は必要ありません）



切り取り線に沿ってページから切り離します。

のりでとめてください。

～みんなで考えよう！市町村合併～

（山折り）

料金受取人払



差出有効期間
平成17年3月
末日まで有効
●切手不要

5 1 4 8 7 6 5

津市西丸之内23番1号
(津リージョンプラザ3階)

(切り取り線)

津地区合併協議会事務局 行



※差し支えなければ、ご記入ください。

ご住所	
お名前	

最近の動き

- 8月1日 第3回新市建設計画策定懇話会を開催
- 20日 第8回津地区合併協議会を開催
- 9月1日 第4回新市建設計画策定懇話会を開催、合併協議会だより第7号を発行

協議会の開催予定

●第9回津地区合併協議会

と き 9月4日(木) 午後6時～
ところ 津市役所大会議室A（8階）

●第10回津地区合併協議会

と き 9月25日(木) 午後6時～
ところ 津市役所大会議室A（8階）

合併協議会を 傍聴しましょう

津地区合併協議会では、協議会を公開で行っています。会場に傍聴席を設けていますので、受付でお申し出ください。

なお、合併協議会に提出された資料は、合併協議会事務局および構成市町村の合併担当部課やホームページで閲覧できます。

編集/発行

津地区合併協議会事務局
(津リージョンプラザ3階)

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

☎059(229)3450/FAX059(229)3451

Eメール gappei@city.tsu.mie.jp

ホームページ <http://www.tsu-gappei.jp>